

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がご答えいたします。

どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は65頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1

レセプトの記載について質問です。当薬局で受け付けた大学病院からの処方せんには、1枚の処方せんの中で、「朝食直後」、「朝食後」、「朝食後30分」などのように、服用方法が細かく指示されている場合があります。保険請求については、これらは「朝食後」として1剤で算定することになりますが、レセプトの内容と実際の処方せんの内容は異なってしまいます。高額レセプトの場合には処方せんの写しを添付しなければならないこともあり気になるのですが、特に問題はないのでしょうか。（兵庫県 匿名希望）

A1

調剤報酬における調剤料の計算区分は、処方せんにおける処方区分と必ずしも一致するわけではありません。したがって、調剤報酬明細書（レセプト）と実際の処方せんの服用方法が異なっても、特に問題はありません。

調剤報酬では、内服薬の調剤料について、服用時点が同一であるものについては1剤として算定します。この「服用時点が同一」とは、「1日3回食後服用」や「就寝前服用」などのように、服用日1日を通じて服用時点が同一であることを意味しています。ただし、食事を目安とする服用時点については、食前、食後、食間の3区分とされており、たとえば服用時点が「食直前」や「食前30

表 内服薬調剤料の1剤について

- (1) 1回の処方において2種類以上の薬剤を調剤する場合には、それぞれの内服薬を個別の薬包などに調剤しても、服用時点が同一であるものについては、1剤として算定する
- (2) 服用時点が同一である薬剤については、投与日数にかかわらず1剤として算定する
- (3) (1)および(2)における「服用時点が同一である」とは、2種類以上の薬剤について服用日1日を通じて服用時点（たとえば「朝食後、夕食後服用」、「1日3回食後服用」、「就寝前服用」、「6時間毎服用」など）が同一であることをいう。また、食事を目安とする服用時点については、食前、食後および食間の3区分とすることとし、服用時点が「食直前」、「食前30分」などであっても、調剤料の算定にあつては、「食前」とみなし、1剤として扱う
- (4) (1)および(2)にかかわらず、次の場合は、それぞれを別剤として算定できる
 - ① 配合不適など調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合
 - ② 内服用固型剤（錠剤、カプセル剤、散剤など）と内服用液剤の場合
 - ③ 内服錠とチュアブル錠または舌下錠などのように服用方法が異なる場合

（平成16年2月27日保医発第0227001号、厚生労働省保険局医療課長通知より抜粋）

分」であったとしても、調剤料の算定については「食前」とみなすこととなっています（表）。

一方、特に大学病院から交付された処方せんなどでは、1枚の処方せんの中に、「食直後」、「毎食後」、「食後〇〇分後」といった服用方法が指示されている場合があります。しかし、前述のとおり、調剤報酬の計算ではこのよ

Q
&
A

information

うなケースは「食後」とみなすため、調剤料は「毎食後」の1剤として取り扱うことになります。そして、レセプトへの記載についても「毎食後」として記載することになりますので、実際の処方せんの内容とは若干異なるように見えてしまうかもしれません。しかし、これは調剤報酬における区分と処方医による指示の区分とが同じではないために生じることであって、保険請求上はやむを得ないことです。

ただし、当然のことですが、実際の調剤行為に当たっては、処方せんの指示通り調剤しなければならないことはいまでもありません。また、薬歴などに記載する場合についても同様です。保険請求における事務処理上の問題と混同しないよう、十分注意してください。

Q2

内服薬の調剤料について質問です。次のような処方内容の場合、処方せん1の調剤料は14日分(63点)となりますが、処方せん2については同一の医薬品とは考えず、それぞれ調剤料を算定しても構わないのでしょうか。

(福岡県 匿名希望)

処方せん1

処方1	プレドニゾン錠5mg	1錠	分1	朝食後服用×14日分
処方2	プレドニゾン錠5mg	2錠	分1	夕食後服用×14日分

処方せん2

処方1	プレドニン錠5mg	1錠	分1	朝食後服用×14日分
処方2	プレドニゾン錠5mg	2錠	分1	夕食後服用×14日分

A2

処方せん1は1剤、処方せん2は2剤として算定するものと考えます。

処方せん1については、朝食後と夕食後で服用量が異なりますが、1日を通じて同一の医薬品を服用していることになるので、調剤料は朝夕食後服用の1剤(14日分、63点)として算定するのが適切であると判断します。

しかし、処方せん2については、医薬品としての成分は同一ですが、それぞれ異なるメーカーの別製品であるため、朝食後と夕食後では異なる医薬品を服用していることになります。この場合、ご質問の内容からだけでは、同一成分・同一規格で異なるメーカーの医薬品を服用時点ごとに使い分けていることについて、その必要性や処方医の意図などは不明ですが、あくまでも保険請求上の事務的解釈に限って考えた場合には、調剤料は朝食後服用と夕食後服用の2剤(ともに14日分、すなわち63点×2)として算定するものと考えます。

Q
&
A

